

○外務委員会

・条約(二一件)

号番	件名	院議先	提出 月日	参議院	衆議院	備考
1	国際的なコスパス・サット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件	衆	五、 二、二六	委員会 付託 五、 二、二六 議決	委員会 付託 五、 二、二六 議決	
2	国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件	〃	二、 二、二六	委員会 付託 二、 二、二六 議決	委員会 付託 二、 二、二六 議決	
3	航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	二、 二、二六	委員会 付託 二、 二、二六 議決	委員会 付託 二、 二、二六 議決	
4	日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	二、 二、二六	委員会 付託 二、 二、二六 議決	委員会 付託 二、 二、二六 議決	
5	商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件	〃	二、 二、二六	委員会 付託 二、 二、二六 議決	委員会 付託 二、 二、二六 議決	



号 番	件 名	院 議 先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考			
9	児童の権利に関する条約の締結について承認を求めの件	衆	四 三、一三	委員会 付託 五、一八	委員会 議決 未了	衆議院 委員会 付託 五、一、三二	衆議院 委員会 議決 承 認 五、二六	衆議院 委員会 議決 承 認 五、二六	五、 四、三二 衆本会議趣旨 説明 五、一八 参本会議趣旨 説明

内閣提出法律案（二件）

（注）※は予算関係法律案

号 番	件 名	院 議 先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考			
10※	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五 二、九	委員会 付託 五、 二、九 （注）	委員会 議決 可 決 五、 三、一五	衆議院 委員会 議決 可 決 五、 三、一五	衆議院 委員会 議決 可 決 五、 三、一五	衆議院 委員会 議決 可 決 五、 三、一五	備考

国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

#### 要旨

コスパス・サーサット衛星制度は、宇宙部分、地上部分及び無線標識から成り、搜索及び救助を支援するため、極軌道衛星を用いて遭難信号を伝達し、遭難警報及び遭難の位置の情報を提供するものであり、一九八八年（昭和六十二年）に、米国、フランス、カナダ及びソ連（当時）を締約国として、「国際的なコスパス・サーサット計画」が発足した。

この通告の書簡は、我が国がコスパス・サーサット衛星制度に地上部分提供国として参加することを目的として、我が国の義務、責任に関する事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、制度の長期的な運用に貢献すること等を計画との提携の目的とする。
- 二、遭難警報及び遭難の位置の情報の受信並びに無線標識の配置により、搜索救助活動を支援するため制度を利用する。
- 三、地域利用設備及び業務管理センターから成る地上部分の設備を設置し及び運用する。

四、制度の適切な性能を確保するため、計画の理事会が定めた技術使用及び運用手続を遵守するとともに、遭難警報及び遭難の位置の情報を適当な搜索救助当局に送付するよう努める。

五、計画との提携を実施することについて責任を有する機関を指定する。

六、計画の締約国及び計画と提携した国が、計画との提携又は制度の利用による活動を行い又は行わないことから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、相互に損害賠償を請求し又は訴えを提起しないことを承諾する。

七、計画の組織、管理及び調整に係る共通の経費に充てるため年間の標準額を拠出する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商業及び事務所における衛生に関する条約は、商業事業所及び労働者が主として事務作業に従事する事業所等における建物の清潔の保持、十分かつ適当な換気、照明等に関する一般原則及びその実施について定めるものであります。

次に、国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡は、我が国が遭難警報及び遭難

の位置の情報を提供するコスパス・サーサット衛星制度に地上部分提供国として参加することを目的として、我が国の義務及び責任に関する事項等を定めるものであります。

次に、国際移住機関憲章は、移民、難民等について、輸送その他の移住サービスの提供等を専門的に行う国際移住機関の設立及び運営について定めるものであります。

委員会におきましては、商業及び事務所における衛生に関する条約と国内法令との関係、ILO条約の批准促進、海難救助体制の現況と拡充策、宇宙衛星利用についての国際協力国際移住機関への加盟の意義、難民支援の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

#### 要旨

この憲章は、一九五三年（昭和二十八年）十月にヴェネツィアで採択された「欧州移住政府間委員会憲章」を、一九八七年（昭

和六十二年）五月二十日にジュネーヴで改正したものであり、移民、難民等について、輸送その他の移住サービスの提供等を専門的に行う世界規模の国際機関である国際移住機関を設立すること及びその運営について定めることを目的としている。その主な内容は次のとおりである。

一、機関は、移民、難民、避難民等について、組織的な輸送、移住サービスの提供等を行うことを任務とする。

二、機関は、入国許可基準等が各国の国内管轄権内にある事項であることを認識し、任務の遂行に当たっては、関係国の法令及び政策に従う。

三、機関の加盟国は、憲章を受諾した国であって一定の条件を満たすもの等とする。

四、機関に、理事会、執行委員会及び事務局を設置する。

五、理事会は、全加盟国の代表で構成され、機関の政策を決定すること等を任務とする。

六、執行委員会は、九の加盟国の代表で構成され、機関の政策等を検討し及び審査すること等を任務とする。

七、機関は、ジュネーヴに本部を置く。

八、機関の予算は、管理予算及び事業予算から成る。加盟国は、理事会及び当該加盟国が合意した率で、管理予算に係る分担金を支払う。事業予算の財源には、加盟国等からの現金、現物又

は役務の拠出をもって充てる。

委員長報告

前ページ参照

商業及び事務所における衛生に関する条約（第二百十号）の締結について承認を求めの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、一九六四年（昭和三十九年）七月、国際労働機関（ILO）の第四十八回総会において採択されたもので、商業事業所、労働者が主として事務作業に従事する事業所、団体、行政機関等における建物等の清潔の保持、新鮮な空気の供給による十分な換気、十分かつ適当な照明、快適なかつ安定した温度の維持、作業場の設置等に当たつての労働者の健康への配慮、衛生的な飲料水の提供、洗浄設備及び衛生設備の設置、有害な物質及び作業方法等からの労働者の保護、騒音及び振動の減少、診療所又は救急施設等の維持等に関する一般原則及びその実施について定めるものである。

委員長報告

七二ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めの件（閣条第六号）

要旨

本協定は、我が国とトルコとの間での各種所得に対する課税権の調整を図り、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避を目的として、一九九三年（平成五年）三月、アンカラにおいて署名されたものである。その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合のみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてののみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合十％、その他の場合十五％、相手国において生ずる利子については金融機関が受領者の場合

10%、その他の場合15%、使用料については10%を超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。また、一定の所得については我が国においてみなし外国税額控除を認める。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、トルコとの租税協定及びイスラエルとの租税条約は、我が国と両国との間における二重課税の回避を目的として、事業所得に対する相手国の課税基準、投資所得に対する源泉地国の限度税率、二重課税の回避方法を定めるものであります。

次に、気候変動枠組条約及び生物多様性条約は、昨年六月、リオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議における主要な成果として署名のために開放されたものであります。

気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれ

のある気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めるものであります。

生物多様性条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分することを目的とするものであります。

委員会におきましては、外国税額控除制度のあり方、イスラエルとの租税条約における占領地問題の取り扱い、温室効果ガス排出抑制のための議定書作成の見通し、地球温暖化の防止及び生物多様性の保全のための国内措置、環境分野における国際協力の推進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より租税条約二件に反対する旨の意見が述べられました。次いで採決の結果、租税条約二件は多数をもって承認すべきものと決定し、気候変動枠組条約及び生物多様性条約は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、気候変動枠組条約及び生物多様性条約に関し、地球環境保全のための施策の拡充強化等を政府に要請する決議が行われ、また、以上御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第七号）

#### 要旨

本条約は、我が国とイスラエルとの間で各種所得に対する課税権の調整を図り、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的・二重課税の回避を目的として、一九九三年（平成五年）三月、東京において署名されたものである。その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合のみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてののみ相手国において課税される。
- 二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合五%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料については十%をそれぞれ超えないものとする。
- 四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生、教授等の所得

については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。  
五、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。

#### 委員長報告

前ページ参照

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第八号）

#### 要旨

この条約は、一九九二年（平成四年）六月の国連環境開発会議（UNCED）を前に、同年五月、ニューヨークで作成されたものであり、大気中における二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動に対処するための国際的な枠組みについて定めている。その主な内容は次のとおりである。  
一、この条約及び締約国会議が採択する関連的文書は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。



二、締約国は、この条約の目的の達成等に当たり、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、気候系を保護すべきこと等を指針とする。

三、締約国は、締約国会議が合意する方法を用い、温室効果ガスの排出及び除去に関する目録を作成し、定期的に更新し、公表し、及び締約国会議に提供する。

四、締約国は、気候変動を緩和するための措置及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含む計画を作成し、実施し、公表し、及び定期的に更新する。

五、締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制し、削減し又は防止する技術の開発等を促進し、及びこれらについて協力する。

六、締約国は、森林、海等の温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の持続可能な管理、保全等を促進し、及びこれらについて協力する。

七、締約国は、気候系に関する研究、組織的観測等を促進し、及びこれらについて協力する。

八、締約国は、気候変動に関する教育、訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの参加を奨励する。

九、附属書Iに掲げる先進締約国その他の締約国は、温室効果ガ

スの排出の抑制等によって気候変動を緩和するための政策を採用し、これに沿った措置をとり、及びこれらに関する情報を締約国会議に送付する。

十、附属書IIに掲げる先進締約国は、開発途上締約国がこの条約に基づく義務を履行するために負担する費用等に充てるため、新規の追加的な資金を供与する。

十一、締約国会議は、この条約等の実施状況を定期的に検討し、この条約の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。

十二、贈与又は緩和された条件による資金供与のための制度について定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、その運営は、既存の国際的組織に委託する。国連開発計画、国連環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金(GEF)は、この制度の運営について暫定的に委託される国際的組織となる。

十三、締約国は、温室効果ガスの排出及び除去に関する目録、この条約を実施するためにとる措置の概要等の情報を締約国会議に送付する。

委員長報告

七五ページ参照

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件  
(閣条第九号)

要旨

この条約は、一九九二年（平成四年）六月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED）の際に作成されたものであり、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的としている。その主な内容は次のとおりである。

一、諸国は、国連憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源を開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄下等における活動が他国等の環境を害さないことを確保する責任を有する。

二、締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略又は計画を作成する。

三、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要な生物の多様性の構成要素、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼす活動等を特定し、監視する。

四、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、保護地域の

設定等、生物の多様性の構成要素をその生息域内において保全するための措置をとり、また、その措置を補完するため、施設の設定等、生物の多様性の構成要素をその生息域外において保全するための措置をとる。

五、締約国は、生物の多様性の保全、持続可能な利用等のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し、維持し、また、各種の情報伝達手段により生物の多様性の保全の重要性等についての理解の普及を促進する。

六、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、事業計画案に対する環境影響評価手続の導入等の措置をとる。

七、締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究については、当該他の締約国の十分な参加を得てこれを準備し、実施するよう努力する。締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用等から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、適宜立法上、行政上等の措置をとる。

八、先進締約国は、開発途上締約国に対し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術の取得の機会の提供及び移転を公正で最も有利な条件で行い又はより円滑なものにする。知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及

び移転については、知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。

九、締約国は、生物の多様性の保全等における技術上及び科学上の国際協力を促進する。

十、締約国は、バイオテクノロジーの研究のために遺伝資源を提供する締約国の当該研究活動への効果的な参加を促進するため、適宜立法上、行政上等の措置をとる。締約国は、バイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、遺伝資源を提供する締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。

十一、締約国は、その能力等に応じ、この条約の目的達成のための各国の活動に財政的支援等を行う。先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要する増加費用を負担すること等を可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。

十二、この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設ける。当該制度は、締約国会議が第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。国連開発計画、国連環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金（GEF）は、この条約の効力発生から暫

定的に、前記の制度的組織となる。

十三、締約国会議は、一定の間隔で通常会合を開催し、この条約の実施状況の検討等を行う。

十四、締約国は、この条約実施のためにとつた措置等に関する報告書を締約国会議に提出する。

委員長報告

七五ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、旧ソ連、ユーゴスラヴィア及びチェッコ・スロヴァキアを構成していた各国の独立に伴い、グルジア、クロアチア、スロヴェニア、チェッコ及びスロヴァキアにそれぞれ大使館を新たに設置する。

二、ロシアのウラジオストクに総領事館を新たに設置する。

三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手

当の基準額を定める。

四、在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館及びロシアの在ナホトカ日本国総領事館を廃止する。

五、最近の為替相場及び物価水準の変動にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旧ソ連、ユーゴスラヴィア、チェッコ・スロヴァキアを構成していた各国の独立に伴い、グルジア、クロアチア、スロヴェニア、チェッコ及びスロヴァキアに大使館を新設すること、ロシアのナホトカ総領事館を廃止し、ウラジオストクに総領事館を新設すること、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。